

政令第 号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案（仮称）

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第八項第一号、第十五条第一項、第二十六条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十三条第三項第四号ニ及びホ、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条第二項、第三十九条第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号ホ及びへ、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十六条第一項及び第五項、第四十八条第二項第二号及び第三号並びに第三項第三号ホ及びへ、第五十一条第二項並びに第五十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（燃料として利用される製品）

第一条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

一 分別収集物を圧縮し、又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの

二 炭化水素油

三 水素及び一酸化炭素を主成分とするガス

(指定調査機関の指定の有効期間)

第二条 法第十五条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(設計認定等の申請に係る手数料の額)

第三条 法第二十六条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 主務大臣が法第八条第五項（法第九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する調査（以下この条及び次条において「設計調査」という。）の全部を自ら行う場合 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第八条第一項の認定を受けようとする者 一万五千九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。ロにおいて同じ。）による場合にあつては、一万四

千四百円）

ロ 法第九条第一項の変更の認定を受けようとする者 一万六百元（電子申請による場合にあつては、九千百円）

二 主務大臣が法第十一条第一項に規定する指定調査機関（次条及び第二十二条において「指定調査機関」という。）に設計調査の一部を行わせる場合 別に政令で定める額

（指定調査機関が行う設計調査に係る手数料の額の認可）

第四条 法第二十六条第二項の規定による認可を受けようとする指定調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び設計調査の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

- 一 手数料の額が当該設計調査の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（特定プラスチック使用製品）

第五条 法第二十八条第一項の政令で定める特定プラスチック使用製品は、主としてプラスチック製のフォ

ーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー及び衣類用カバーとする。

（特定プラスチック使用製品提供事業者の業種）

第六条 法第二十八条第一項の政令で定める業種は、各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業及び洗濯業とする。

（特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件）

第七条 法第三十条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が五トン以上であることとする。

（特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第八条 法第三十条第四項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	厚生科学審議会（調整中）
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会（調整中）

経済産業大臣

産業構造審議会

国土交通大臣

交通政策審議会（調整中）

（再商品化計画の認定における欠格要件に係る政令で定める使用人）

第九条 法第三十三条第三項第四号ニ及びホの政令で定める使用人は、同条第二項第六号に規定する者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、分別収集物の収集、運搬又は処分（再生を含む。第十一条第二号ハ及びニを除き、以下同じ。）の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（法第三十六条第二項の政令で定める基準）

第十条 法第三十六条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

二 分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。次条において同じ。）の運搬又は処分に係る委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

（法第三十六条第三項の政令で定める基準）

第十一条 法第三十六条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十二条に規定する指定法人の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為（産業廃棄物の運搬又は処分に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を実施する者（以下この条において「受託者」という。）が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくはは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六にお

いて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 法第三十六条第一項に規定する行為の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからホまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又はその使用人(次に掲げるものの代表者であるものに限る。チにおいて同じ。)のうちイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) (1)に規定する本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄

物の運搬又は処分の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

チ 個人でその使用人のうちにイからホまでのいずれかに該当する者のあるもの

三 受託者が自ら法第三十二条に規定する指定法人の委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を実施する者であること。

（法第三十七条第二項の政令で定める基準）

第十二条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 分別収集物の再商品化に必要な行為（一般廃棄物の収集、運搬又は処分に限る。以下この条において同じ。）に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。

二 分別収集物の再商品化に必要な行為に係る委託料が認定再商品化計画に記載された分別収集物の再商品化の実施に要する費用の内訳に記載された額と一致すること。

三 分別収集物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、分別収集物の収集業務に直接

従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

四 分別収集物の再商品化に必要な行為を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該行為の実施の状況を一年に一回以上、実地で行うこと。

(自主回収・再資源化事業計画の記載事項に係る政令で定める使用人)

第十三条 法第三十九条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、自主回収・再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(自主回収・再資源化事業計画の認定における欠格要件に係る政令で定める使用人)

第十四条 法第三十九条第三項第三号ホ及びへへの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

(法第四十一条第二項の政令で定める基準)

第十五条 法第四十一条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、使用済プラスチック使用製品を排出する事業者に対して、当該事業者に係る法第四十一条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及びその者が認定自主回収・再資源化事業計画に記載されていることを示して、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

二 前号の承諾がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。次号及び第二十一条において同じ。）によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同号の規定を適用する。

三 委託契約は、書面又は電磁的記録により行い、当該委託契約書又は当該契約内容を記録した電磁的記録には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ 委託に係る使用済プラスチック使用製品の数量

ロ 使用済プラスチック使用製品の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ 使用済プラスチック使用製品の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ その他環境省令（調整中）で定める事項

四 前号に規定する委託契約書又は契約内容を記録した電磁的記録をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

（法第四十四条第一項の政令で定める者）

第十六条 法第四十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする（調整中）。

一 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号において同じ。）であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

四 常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会

（多量排出事業者の要件）

第十七条 法第四十六条第一項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において排出したプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量（法第四十六条第二項又は第三項に規定する排出事業者においては、これら

に規定する排出量をいう。)が二百五十トン以上であることとする。

(多量排出事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第十八条 法第四十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣 (調整中)	たばこ小売業又は塩小売業にあつては財政制度等審議会、酒類小売業にあつては国税審議会 (調整中)
厚生労働大臣 (調整中)	社会保障審議会 (調整中)
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会 (調整中)
経済産業大臣	産業構造審議会
国土交通大臣	(調整中)
環境大臣	中央環境審議会

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第四十六条第五項の規定により命令をする場合における

る同項の規定の審議会等で政令で定めるものは、産業構造審議会及び中央環境審議会とする。

(再資源化事業計画の記載事項に係る政令で定める使用人)

第十九条 法第四十八条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、再資源化事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(再資源化事業計画の認定における欠格要件に係る政令で定める使用人)

第二十条 法第四十八条第三項第三号ホ及びへの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

(法第五十一条第二項の政令で定める基準)

第二十一条 法第五十一条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 あらかじめ、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者に対して、当該事業者に係る法第

五十一条第二項に規定する行為を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及びその者が認定再資源化事業計画に記載されていることを示して、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。

二 前号の承諾がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その承諾は、書面によつてされたものとみなして、同号の規定を適用する。

三 委託契約は、書面又は電磁的記録により行い、当該委託契約書又は当該契約内容を記録した電磁的記録には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ 委託に係るプラスチック使用製品産業廃棄物等の数量

ロ プラスチック使用製品産業廃棄物等の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ その他環境省令（調整中）で定める事項

四 前号に規定する委託契約書又は契約内容を記録した電磁的記録をその契約の終了の日から環境省令で

定める期間保存すること。

(権限の委任)

第二十二條 法第五十五條第六項及び第五十六條第三項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。（調整中）

2 法第五十五條第一項から第三項まで及び第六項並びに第五十六條第一項から第三項までの規定による農林水産大臣の権限は、認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。（調整中）

3 法に規定する経済産業大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第五十五条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第五十六条第一項から第三項までの規定による経済産業大臣の権限 認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者、認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長

二 法第五十五条第四項の規定による経済産業大臣の権限 認定市町村等の所在地を管轄する経済産業局長

4 法第五十五条第一項から第三項まで及び第六項並びに第五十六条第一項から第三項までの規定による国土交通大臣の権限は、認定プラスチック使用製品製造事業者等、指定調査機関、特定プラスチック使用製品多量提供事業者又は多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長及び北海道開発局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(調整中)

5 法に規定する環境大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方環境事務所に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第五十五条第五項から第七項まで並びに第五十六条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限
認定自主回収・再資源化事業者、多量排出事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方環境事務所長

二 法第五十五条第四項の規定による環境大臣の権限 認定市町村等の所在地を管轄する地方環境事務所長

6 法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第五十五条第六項及び第五十六条第三項の規定による金融庁長官の権限は、多量排出事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄する区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。（調整中）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第六号中「第六条の十二第一号又は」を「第六条の十二第一号、」に、「の規定」を「又はプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和三年政令第 号）第十五条第一号又は第二号若しくは第二十一条第一号又は第二号の規定」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第三条 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中第三十二号を第三十三号とし、第二十八号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の施行に関すること。

第六十五条に次の一号を加える。

十二 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に関すること。

※審議会の所掌事務を規定した関係政令の改正が必要となる可能性あり。

理 由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、設計認定等の申請に係る手数料の額、特定プラスチック使用製品の品目、廃棄物処理法の特例に係る委託基準等を定める必要があるからである。

政令第 号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

理 由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。